官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 占用を制限する区域　富山市豊田町二丁目字前田割一一七番五から同市豊田町二丁目字前田割一一七番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月二十日

(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 占用を制限する区域　出水市境町一三六三番から同市境町一三六〇番まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月二十日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十五号及び二百三十七号

(三) 占用を制限する区域　北海道沙流郡日高町富川東二丁目九三三番一から同町富川東二丁目九三九番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月十九日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十七号

(三) 占用を制限する区域　北斗市中山二〇六番一から同市中山二〇八番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月十九日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

北海道開発局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和８年３月19日

北海道開発局長　遠藤　達哉

道路の種類	路線名	区間
一般国道	230号	札幌市中央区南16条西10丁目1239番９から同市中央区南16条西10丁目1235番18までの上下線
一般国道	230号	札幌市中央区南15条西10丁目1240番13から同市中央区南16条西10丁目1239番９までの上下線